

教育委員会制度

平成27年4月1日から、新潟市は法律改正により新制度の教育長がおかれ、教育委員会の仕組みが変わりました。

＜今までの教育委員会制度の仕組み＞

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置した、住民による意思決定機関。(レイマンコントロール※1)
- 教育行政における重要事項や基本方針は、教育委員長が主宰する会議で決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行する。
- 教育委員は非常勤で、原則5人。任期は4年で再任可。
—「教育委員会制度」(文部科学省)より抜粋—

二重線が変更点

変わらない

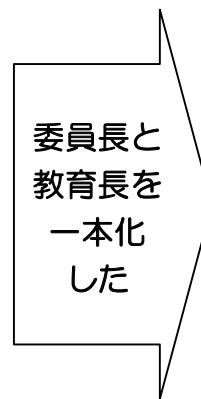
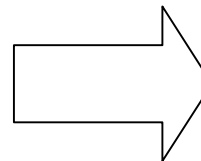
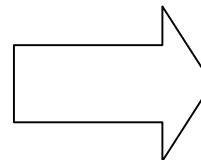
変わった

変わった

＜新しい教育委員会制度の仕組み＞

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置した、住民による意思決定機関。(レイマンコントロール※1)
- 教育行政における重要事項や基本方針は、教育長が主宰する会議で決定。それに基づいて教育長が具体的な事務を執行する。
- 教育委員は非常勤で、原則4人。任期は4年で再任可。
- 教育長は常勤の特別職で、任期は3年で再任可。

教育委員会 とは	<u>非常勤の委員による合議制</u> (※2)の執行機関 教育課題に応じた基本的な教育の方針・方策を決定 例：学校の設置，教職員の人事，教科書採択など
教育委員 とは	議会の同意を得て，首長が任命する。非常勤。 新潟市は条例の定めにより <u>9人</u>
<u>教育委員長</u> とは	委員の中から互選で選出。 <u>教育委員会会議を主宰し，教育委員会を代表する。</u>
教育長 とは	常勤で， <u>教育委員の中から教育委員会が任命する。</u> 教育委員会の指揮監督の下に，教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。 教育委員会事務局(※3)を統括し，所属職員を指揮監督する。



<u>教育長と</u> ，非常勤の委員による合議制(※2)の執行機関 <u>教育長は教育委員ではない。</u>
議会の同意を得て，首長が任命する。非常勤。 新制度により教育長は教育委員ではなくなったため， 条例の定めにより <u>教育委員は8人</u>
【教育委員長】 <u>教育委員長職は廃止</u>
【教育長】 <u>議会の同意を得て，首長が任命する。(常勤の特別職)</u> <u>教育委員会会議を主宰し，教育委員会を代表する。</u> 教育委員会事務局(※3)を統括し，所属職員を指揮監督する。

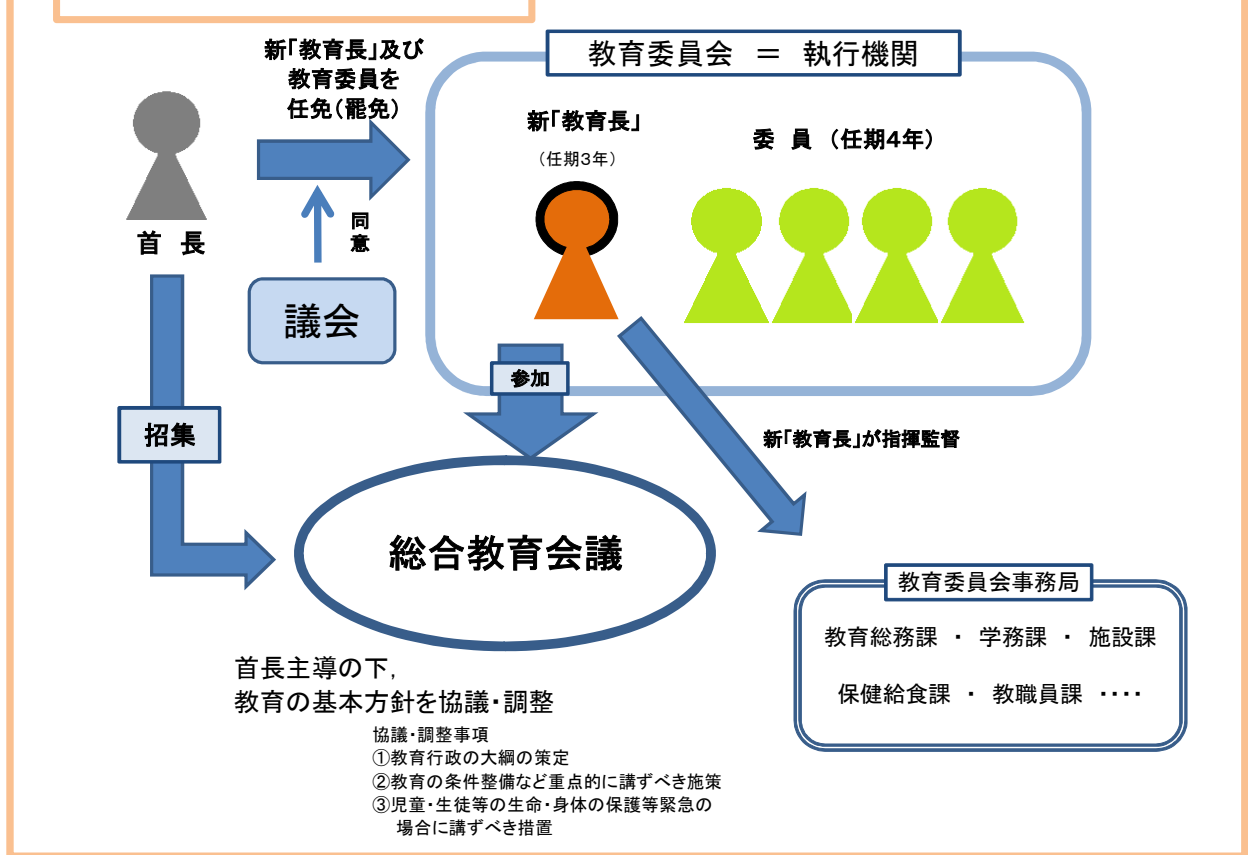
※1レイマンコントロールとは、市民(レイマン)である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組み。

※2一個人の価値判断に左右されることを防ぐため、多数決により方針等決定

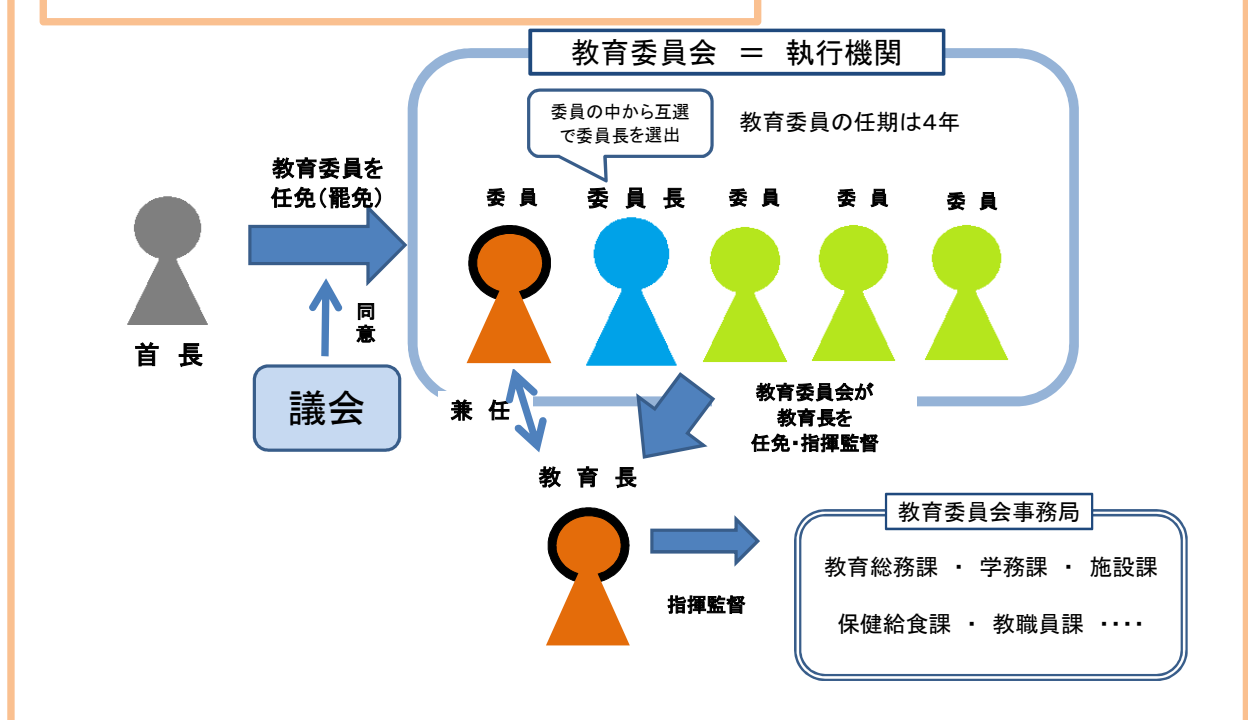
※3教育委員会の権限に属する事務を処理する組織

新制度の教育委員会 イメージ図

平成27年4月1日から



これまでの制度(平成27年3月31日まで)



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

文部科学省初等中等教育局HPより

新潟市 教育の大綱

1 目指す子どもの姿・市民の姿

◎学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども

◎生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民

2 取組の方針

—学・社・民の融合による教育の推進—

新潟市と新潟市教育委員会は、目指す子どもの姿、市民の姿の実現に向け、子どもは社会の宝であり、人材は地域の大切な財産であるとの基本的な考えのもと、連携して「子どもたちの育ち」と「市民の生涯にわたる学び」を支えるため、互いのもつ情報・知識の共有や資源の有効活用などを図りながら、学・社・民の融合による「人づくり」「地域づくり」「学校づくり」に次の3つの柱で総合的に取り組みます。

3 取組の柱

○自分の力に自信をもち心豊かな子どもを育む学校教育を推進します。

○創造力と人間力を高める生涯学習を推進します。

○自立し開かれた学びを支援します。

4 対象とする期間

平成27年度から平成31年度

平成27年6月8日

新潟市長

